

川崎市街路樹等愛護会要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市における街路樹及びグリーンベルト（以下「街路樹等」という。）の保護及び育成、その周辺の除草及び清掃等（以下「愛護活動」という。）を自主的に行う団体の結成を促進し、当該団体と市とが協力して、都市の美化の推進を図るとともに公共施設の愛護思想の普及を図ることを目的とする。

(愛護会)

第2条 街路樹等の愛護活動を行う団体（以下「愛護会」という。）は、次条の規定により愛護活動の対象となる街路樹等の周辺住民若しくはその設立が困難な地区にあつては周辺事業所従業員のおおむね5人程度で構成するものとする。

(愛護活動の対象等)

第3条 愛護会が行う愛護活動の対象となる街路樹等は、市が管理する歩道の街路樹等とし、当該愛護活動の範囲は、おおむね延長が100メートルの歩道片側の街路樹等及びその周辺を単位として行うものとする。

(名 称)

第4条 愛護会の名称は、道路の路線名、行政区及び前条に規定する愛護活動の範囲などにより市長が定めるものとする。

2 愛護会は、前項に規定する愛護会の名称とは別にそれぞれ愛称名を付することができるものとする。

(活動内容)

第5条 愛護会は、次の活動を行うものとする。

- (1) 街路樹等の保護及び育成
- (2) 街路樹等の周辺の除草 月1回以上（4月から10月までの間）
- (3) 街路樹等の周辺の清掃 月2回以上
- (4) 街路樹等の愛護思想の普及
- (5) 街路樹等に関する連絡
- (6) その他街路樹等の愛護に関して必要な活動

(設立届)

第6条 愛護会を設立しようとするときは、当該愛護会の代表者は、街路樹愛護会設立届（第1号様式）に必要な事項を記入のうえ、市長に届け出るものとする。

2 前項の届出は、愛護活動の対象となる街路樹等を管轄する区役所道路公園センターに提出するものとする。提出を受けた区役所道路公園センターは、提出書類の写しをみどり・多摩川協働推進課に送付するものとする。

(変更届)

第7条 愛護会の代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更（解散）届（第2号様式）を市長に届け出るものとする。

- (1) 愛護会を解散、又は活動を休止しようとするとき。
- (2) 代表者及び構成員を変更したとき。

(3) 愛護活動の対象を変更しようとするとき。

2 前項の届出は、愛護活動の対象となる街路樹等を管轄する区役所道路公園センターに提出するものとする。提出を受けた区役所道路公園センターは、提出書類の写しをみどり・多摩川協働推進課に送付するものとする。

(指導及び連絡)

第8条 市長は必要により職員に命じ、愛護活動の実施状況を調査し、その愛護活動等に関し、必要な指示、助言及び援助をすることができる。

2 愛護活動に必要な愛護会への連絡は、愛護活動の対象となる街路樹等を管轄する区役所道路公園センターが行うものとする。

(報奨金)

第9条 市長は、愛護会に対し、予算の範囲内で別表に定める基準により、毎年度6月末日までに報奨金を交付するものとする。ただし、6月以降で新たに設立された愛護会については、設立後速やかに交付する。

2 報奨金の交付を受けようとする愛護会の代表者は、毎年度市長が指定する日までに、愛護活動計画報告書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

ただし、年度途中で新たに設立された愛護会については、第6条1項の届出に併せて提出するものとする。

3 報奨金の交付を受けた愛護会の代表者は、愛護活動実績報告書(第4号様式)により、年度末における活動実績を市長が指定する日までに提出するものとする。

4 年度の途中において設立し、若しくは解散したとき、又は休止したときは、愛護活動報奨金は、月割にて交付する。

5 報奨金は原則として口座振込により交付するものとする。ただし市長が特に認める場合においてはこの限りではない。

6 愛護会の代表者は、報奨金口座振込依頼書(様式第5号)を、設立の届け時、及び口座に変更が生じた場合に提出するものとする。

(報奨金交付の取消し及び変更)

第10条 市長は、愛護会が解散し、若しくはその活動を休止したとき、又はこの要綱に違反したときは、報奨金の交付を取消し、又はその内容を変更することができる。なお、この場合において、既に報奨金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(事故報告)

第11条 愛護会の代表者は、愛護活動の作業中に事故が発生したとき、速やかに市長に報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、愛護会について必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和59年7月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし第9条第3項については、平成26年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

街路樹愛護会報奨金交付基準

1. 愛護活動報奨金

区 分	報 奨 金 (活動単位1単位につき)
愛護活動の範囲が、街路樹及びその周辺の場合	年 額 6,000円
愛護活動の範囲が、グリーンベルト及びその周辺の場合	年 額 12,000円
愛護活動の範囲が、街路樹及びグリーンベルト並びにその周辺の場合	

2. 設立報奨金（設立時1回のみ交付）

1団体 3,000円